

食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について (改正案)

平成 19 年 7 月 12 日
食料・農業・農村政策審議会決定
平成 20 年 3 月 7 日改正
平成 20 年 5 月 15 日改正
平成 20 年 7 月 25 日改正
平成 21 年 1 月 27 日改正
平成 21 年 7 月 23 日改正
平成 23 年 9 月 1 日改正
平成 26 年 3 月 28 日改正
平成 27 年 10 月 22 日改正
平成 29 年 7 月 26 日改正
平成 30 年 5 月 16 日改正

第 1 条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
家畜衛生部会	1 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛生に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。
食料産業部会	卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、食品流通構造改善促進法（平成 3 年法律第 59 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
果樹・有機部会	果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）及び有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

畜産部会	家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）、飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）、 <u>畜産経営の安定に関する法律</u> 畜産物の価格安定に関する法律 （昭和 36 年法律第 183 号）、 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号） 及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
<u>農業保険部会</u> <u>農業共済部会</u>	農業保険法 農業災害補償法 （昭和 22 年法律第 185 号）の施行に関する重要事項であって、次に掲げるもの。 1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式 <u>並びに農業経営収入保険の保険料標準率等の算定方式</u> に関する事項を調査審議すること。 2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議すること。
農業農村振興整備部会	1 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）及び都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、次に掲げるもの。 ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。 イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。

- 第 2 条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。
- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第 3 条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部 会	課
企画部会	大臣官房政策課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
食料産業部会	食料産業局企画課
食糧部会	政策統括官付農産企画課
果樹・有機部会	生産局園芸作物課、農業環境対策課
甘味資源部会	政策統括官付地域作物課
畜産部会	生産局畜産部畜産企画課
<u>農業保険部会</u> 農業共済部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課